

国有林材等の安定供給システムによる販売について（素材）

林野庁九州森林管理局では、令和8年度 前期 の募集を次のとおり実施します。

[目 的]

国有林材等の安定供給システムによる販売（以下「システム販売」という。）は、地域に必要な一般材等の計画的・安定的な供給を通じて、地域における安定供給体制の整備や木材の新たな需要の拡大、原木の加工・流通の合理化等に資することを目的として行うものです。

システム販売については、九州森林管理局長が製材工場をはじめとする需要者と国有林材の販売に関する相互協定を締結した上で、森林管理署等（森林管理署及び森林管理署支署をいう。以下同じ。）の長がその協定に基づき計画的な販売を実施するもので、協定を締結する需要者については、公募により決定します。

また、民有林と国有林が連携して木材の安定供給体制づくりを推進するため、一定の要件を満たす民有林所有者との協定に基づき、民有林材を一部含めて募集を行うものです。

1 協定締結期間　自 協定締結日　至 令和8年10月31日

2 販売物件の概要

出材予定署及び樹種、区分、予定数量、予定物件所在地、搬出予定時期等

別紙 物件仕様内訳書及び物件一覧表のとおり

※ 熊本南部森林管理署の物件については、SGEC認証を受けた森林から生産される材であることから、SGEC材としての利用を希望する場合は、申請書にその旨記載してください。（C材等を除く。）

3 システム販売の対象となる需要者及びその要件

(1) システム販売の対象となる需要者は、次のいずれかに該当する者とします。

- ① 製材工場、合板工場、製品規格の統一化を図り共同出荷を行っている協同組合、その他木材加工事業者（以下「製材工場等」という。）
- ② 原木市場、素材生産業者、その他木材流通機能を有する事業者（以下「原木市場等」という。）
- ③ 住宅メーカー及び木質バイオマス発電所その他木材を加工した製品を利用する事業者（以下「製材品需要者」といい、製材品需要者が生産する製品等を「最終製品」という。）

(2) システム販売の対象となる需要者は、次に掲げる要件をすべて満たさなければならないこととします。

- ① 需要者は法人登記者に限ること。（法人登記者でない支店又は営業所は不可とします。）
- ② 林産物売払いの一般競争参加資格を有していること。かつ、令和7年度から令和11年度までの一般競争参加資格審査申請書を提出していること。
- ③ 協定に基づき、契約を履行するに足りる信用、資力等を有すること。
- ④ 社会保険等に加入していること。
- ⑤ 買受希望数量（複数の物件に対し同時に申請する場合は、合計数量）に対して十分な生産、加工又は流通等の実績があること。

なお、1物件に対する申請量は500m³を下限とし、500m³以下の物件は全量申請とします。（スギ直曲がりセッット材、ヒノキ直曲がりセッット材の申請量は1,000m³を下限とし、1,000m³以下の物件は全量申請とします。）

また、ヒノキ直曲がりセッット材については、スギ直曲がりセッットと同様に公告量にて協定者が決定されます。

- ⑥ 申請から協定を行うまでの期間において、森林管理局長から指名停止を受けていないこと。
- ⑦ 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について」（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に經營を支配する建設業者又はこれに準

- するものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑧ 製材工場等についてはJAS認証工場であること。（出荷製品についてJAS規格が制定されている場合）
- ⑨ 原木市場等については、製材工場等と販売協定を締結し、安定した取引関係が明確であること、又は製材工場等との共同申し込みであること。
- ⑩ 製材品需要者については、自ら加工した製品を利用する場合を除き、製材工場等との共同申し込みであること。（ただし、この場合、製材品需要者が①の要件を満たす必要はないものとします。）
- ⑪ 製材工場等又は原木市場等が「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づき施設認定を受けた木質バイオマス発電所（木質バイオマスの混焼を行う火力発電所を含む。以下「バイオマス発電所」という。）に対して、その燃料となるチップ等を供給する場合は、バイオマス発電所との販売協定を締結した上での申請又は共同申請であること。また、販路先を経由してバイオマス発電所へ供給する場合は、販路先とバイオマス発電所の販売協定の写しを添付すること。
- ただし、申請時において販売協定が未締結である場合は、令和8年度中に販売協定の締結が確実である場合に限り申請を受理します。この場合は、販売協定の締結が確実であることを示す書類を添付すること。
- ⑫ 協同組合に係る申請は、傘下の組合員との共同申請は不可とします。

4 申請に係る提出書類

- (1) 国有林材の安定供給システム申請書 （様式：申請書）
- (2) 社会保険等の加入を証明する書類
- (3) 保有する資格を証明する書類等
【林産物売払いの一般競争参加資格・JAS認定工場・森林認証材（SGEC認証）】
- (4) 直近の事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書
- (5) 納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙9号書式その3又は、その3の2若しくはその3の3）の写し
- (6) 国有林材の安定供給システム企画提案書 別紙1
別紙2
別添 添付資料（企画提案書の提出に必要な添付書類）

5 企画提案書の要件

企画提案は、九州森林管理局長が定める企画提案書により行うものとし、申請区分毎に『企画提案書』を作成し申請書に添付してください。

なお、企画提案書は以下のとおりです。

- (1) 申請者の主たる事業形態【※必須項目】
- (2) 購入希望価格明細（素材（丸太）のシステム販売）【※必須項目】
- ① スギ直材及びヒノキ直曲がりセット材については、2-1表により銘柄別（長級・径級別）に価格を提示してください。
- ② ①以外については、2-2表により樹材種区分の長級、径級に係わらず、山元での一括購入価格を提示してください。
- ③ C材の重量検知に係る換算率は1.02m³/tです。また層積検知に係る換算率は2m材で0.70、3・4m材で0.61となります。
- (3) 効果的な取組内容【※必須項目】
- ① 目的及び方針等
- ② 需要創造への貢献等（外材と競争し新規販路拡大に努力するもの、新製品を開発し国産材のシェア拡大に努力するもの、自ら努力し国有林の経費削減に貢献するもの。）

③ 共同申請の内容

(4) 具体的な販路（予定）【※必須項目】

※別紙「物件仕様内訳書」の樹材種区分毎に作成してください。

なお、同じ樹材種区分において、会社として支店等毎に取扱う場合は、申請者欄に会社名（〇〇支店等）と記載して作成しても構いません。

(5) 施設整備等の新規性及び政策との整合

※九州における新規性及び政策との整合について記載してください。

なお、需要拡大に係る国策との整合に関する事項の「非住宅の需要拡大に関する取組」及び「製品輸出に関する取組」の記載で、これまでの取組実績及びこれからの中長期について、数値等含め具体的に記載してください。（関係する資料を添付して下さい。）

(6) 原木や製品の生産・流通に係るコストの縮減

別紙2で選択した事業形態についてのみ記載して下さい。

※主たる事業形態がチップ工場又はバイオマス発電事業者は、別添の全国木材チップ工業連合会の「木材チップの換算係数」を用いて絶乾トントン（BDt）に変換してください。

なお、前年度実績とは令和6年度になります。

(7) 国有林の政策への貢献

※他局の立木販売物件購入件数も実績となります。

なお、前年度実績とは令和6年度になります。

(8) 地域の民有林管理への貢献

(9) 安全対策の取組

※前年度実績とは令和6年度になります。

(10) クリーンウッド法における登録木材関連事業者

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律により登録されている場合に記載して下さい。

(11) ワークライフバランス等の推進

(12) 働き方改革

(13) 森林管理局長の評価【※必須項目】

① 自動選別機等の活用及び検知費用に係るコスト削減に貢献するもの

※自動選別機等（等には重量計を含む）の検知費用に係る提案された価格については、評価点の対象となります。

また、提案された価格が予定価格の範囲内であれば、当該提案価格をもって随意契約の手続きを行います。

なお、提案された価格が予定価格以上の場合は別途、随意契約の協議を行うこととなります。

② 山元土場からの原木輸送に係る取組

※搬出に係る起算点は、連絡を受けた次の日となります。

③ 規格外の材が混入した場合の取扱いに関する取組

6 申請書、企画提案書の提出方法及び期間

(1) 『様式：申請書』及び企画提案書（※別紙1、2及び別添含む）に必要事項を記入し、申請書及び企画提案書に記してある必要書類を添付の上、下記により提出先への持込あるいは郵送による方法、または、電子媒体（電子データ可）による方法にて申し込んでください。

① 持込あるいは郵送による申し込み先は

〒860-0081 熊本市西区京町本丁2番7号

九州森林管理局 資源活用課 供給計画係

② 電子媒体による申し込み先は

メールアドレス ky_shigen@maff.go.jp

※電子媒体による申請のファイル形式は以下のとおりです。

- ・申請書は、PDF形式
- ・企画提案書（別紙1）は、PDF形式
- ・企画提案書（別紙2）は、エクセル形式（EXCEL）
- ・申請書及び企画提案書に係る添付資料等は、PDF形式
- ・圧縮ファイルは、LZH形式

（申請を受理した場合は、メールにて受理した旨を通知します。）

③ 申請期間：令和8年2月3日から令和8年2月20日までの土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く9時から17時までとします。

（2）申請書の提出に際しては、別紙「暴力団排除に関する誓約事項」の内容を確認の上、申請書、企画提案書等の関係書類を九州森林管理局長へ提出することにより、これに同意したものとなります。

7 審査の方法及び協定予定者の選定等

（1）審査は、別紙4「国有林野の安定供給システムに係る審査基準」に基づき申請書及び企画提案書の審査を行い、協定を締結することが適當と認められる需要者（以下「協定予定者」という。）を選定する企画競争方式で行います。

（2）申請書及び企画提案書の審査に当たっては、以下の項目について行います。

ア 必須項目

システム販売の対象となる需要者の要件（前記3（2）の要件）を全て満たしていることとします。

イ 評価項目（価格点：最高50点、取組評価点：最高50点、計：最高100点）

① 評価項目ごとに審査します。評価項目、配点は以下のとおりとします。

- ・ 価格点（配点：最高50点）

- ・ 取組評価点（配点：最高50点）

取組評価点① 効果的な取組内容（配点：最高3点）

取組評価点② 施設整備等の新規性及び政策との整合（配点：最高15点）

取組評価点③ 原木や製品の生産・流通に係るコストの縮減（配点：最高5点）

取組評価点④ 国有林の政策への貢献（配点：最高5点）

取組評価点⑤ 地域の民有林管理への貢献（配点：最高3点）

取組評価点⑥ 安全対策の取組（配点：最高3点）

取組評価点⑦ クリーンウッド法における登録木材関連事業者（配点：最高3点）

取組評価点⑧ ワークライフバランス等の推進（配点：最高2点）

取組評価点⑨ 働き方改革（配点：最高2点）

取組評価点⑩ 森林管理局長の評価

（1）自動選別機等の活用及び検知費用に係るコスト削減（配点：最高5点）

（2）山元土場からの原木輸送に係る取組（配点：最高2点）

（3）規格外の材が混入した場合の取扱いに関する取組（配点：最高2点）

※なお、複数の事業者が共同で申請する場合は、事業者ごとに評価して平均点を計算します。

② 後記9の「実行結果の報告」に基づき検証を行った結果、協定者の責に帰すべき事由により企画提案の内容を踏まえた取組が実施されていないと判断した場合であって、その対象とする協定の協定期間終了後、最初に公告するシステム販売に対して当該協定者が申請した場合（共同申請の場合はすべての当該協定者を含む。）は、別紙4「国有林野の安定供給システムに係る審査基準」において定めた審査基準により減点を行うものとします。（配点：最高-10点）

- ③ これまでのシステム販売実績（合計期間）に応じて減点します。（配点：最高－5点）
なお、毎年度継続申請される場合は、初年度申請から5年目以降が減点の対象となります。
- (3) 九州森林管理局長は、審査基準に基づく審査の結果、得られた点数により協定予定者を選定します。
なお、応募があった物件でも、適切な協定予定者がいない場合は、協定予定者を選定しない場合があります。
- (4) 協定予定者への配材基準
物件ごとの公告量に応じて、原則下記により協定予定者を選定し配分することとします。
- ① スギ直材、スギ曲がり材は1者協定とします。
 - ② スギ直曲がりセット材、ヒノキ直曲がりセット材は1者当たり原則 $1,000\text{m}^3$ を下限とします。
(原則、公告量 $5,000\text{m}^3$ 以上は3者、 $5,000\text{m}^3$ 未満は2者、 $2,500\text{m}^3$ 未満は1者とします。)
 - ③ その他の樹材種区分は、1者当たり原則 500m^3 を下限とします。
(原則、公告量 $2,500\text{m}^3$ 以上は3者、 $2,500\text{m}^3$ 未満は2者、 $1,250\text{m}^3$ 未満は1者とします。)
ただしC材は、公告で製紙用等とバイオマス発電用とに用途を区分していないことから、署毎の応募量の比率により配分することとし、1者当たり 500m^3 を下回る場合があります。
- ④ 得られた点数の順位に応じて、原則下記により配分します。
- ・ 2者協定 【1位】60% 【2位】40%
 - ・ 3者協定 【1位】50% 【2位】30% 【3位】20%
- なお、同点の場合は、該当順位の配分率と一つ下位の配分率の平均の配分とします。また、配分量が申請数量を超える場合は協定予定者で調整します。公告量が $1,250\text{m}^3$ 未満の場合は、1者協定となります。

8 協定締結に当たっての留意事項

- (1) 1協定量については、配材合計数量は原則 $1,000\text{m}^3$ 以上とします。
- (2) 九州森林管理局長は、協定予定者に対し、協定価格案、その他必要な条件を提示します。
なお、1物件内の協定価格は、協定予定者の中で最も高い価格を採用することとし、協定予定者はすべて同一価格とします。
- (3) 九州森林管理局長は、(2)の提示内容について協定予定者と合意が得られた場合に協定を締結するものとします。(合意が得られない場合は、その協定予定者の協定予定数量は、他の協定予定者へ加算することができます。)
- (4) 協定に基づく販売量は、気象状況等による素材生産事業の動向により協定数量から変動することがあります。
- (5) 協定後は、物件内のすべての予定物件所在地を対象に出材するものとします。(生産地の指定は出来ません。)
- (6) 目的外処分の制限
協定を締結した者（以下「協定者」という。）が買い受けた物件を協定で定めた目的以外の用途に使用し、消費し、担保に供し、又は他人に譲り渡すことはできません。

(7) 協定の解除

九州森林管理局長は、次に該当する場合は、協定を解除することができます。

- ア 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められたとき。
なお、林産物売買契約約款は、「暴力団排除に関する特約条項」を含んでいますので、協定に基づく売買契約においては、林産物売買契約約款を承諾の上、締結することとなります。
- イ 協定相手が正当な理由なく協定書及び売買契約書の規定に違反したとき。
- ウ 協定相手が協定期間中に上記3に定める要件を失ったとき。

(8) 損害賠償

上記(7)により協定を解除した場合、協定相手はその解除によって生ずる損害賠償請求はできないものとします。

(9) 企画提案内容等の公表

九州森林管理局長は、協定者、協定数量、協定者に係る企画提案の概要等について原則公表することとします。

(10) 合法材、間伐材、木質バイオマスに関する証明等

ア 九州森林管理局長は、本システム販売の物件に係る売買契約書に「本物件は、持続可能な森林経営が営まれて

いる森林から合法的に伐採されたものである。」と明記します。（合法材証明）

イ 協定者は、合法性・持続可能性を確保した森林から生産された木材・木材製品であることを一般需要者にPRするよう努めることとします。

ウ 間伐材証明については、売買契約書の販売物件明細書摘要欄に間伐林分のみ「間伐材」と明記します。

また、木質バイオマスに関する証明については、売買契約書に「本物件は、すべて間伐材等由来のバイオマスである。」と明記しますので、買受者が任意様式等に売買契約書の写しを添付し証明を実施することとなります。

【「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン（平成24年6月林野庁）」参照】

(11) 履行状況の確認

九州森林管理局長は、必要に応じて履行状況を確認するものとし、企画提案内容と相違が認められる場合には指導を行うものとします。

なお、協定者は履行状況の確認作業に協力するものとします。

(12) 販売に関する事項

ア 販売時には、森林管理署長等と売買契約を締結することとします。

なお、支店等において売買契約を締結する場合は、林産物買受申込書に法人登記者の委任状を必ず添付してください。

イ 「スギ直材」「ヒノキ直曲ガリセット材」の売買契約に係る契約単価は、銘柄別（長級、径級別）の協定価格となります。

ウ イ以外の樹材種区分の売買契約に係る契約単価は長級、径級に係わらず、協定価格での販売となります。

(13) 変更協定

国有林材の安定供給システム協定書第9条－9により森林管理署（支署）別協定量の合計量に対し2割を超過することが見込まれる場合は、甲乙協議の上変更協定を締結することとします。

9 実行結果の報告

(1) 協定者は、協定期間の終了後、1ヶ月以内に「国有林材の安定供給システムに係る結果報告書（別紙5及び別紙6）」により、九州森林管理局長あて提出するものとします。

(2) 結果報告の提出は、上記6による方法で提出してください。

なお、協定者は九州森林管理局長が行う報告の内容の確認作業に協力するものとします。

10 その他（C材の取扱いについて）

(1) C材の公告は製紙用等とバイオマス発電用とに用途を区分していませんので、応募の際はご注意ください。
申請の際は、希望される用途別に数量・提案価格で申請してください。

(2) 協定した物件（C材）の売買時には、協定時の物件毎の用途に応じて、売買契約書に「製紙等用」又は「バイオマス発電用」と明記します。（協定物件については、明記された用途以外の用途に使用することはできませんのでご注意ください。）

(3) C材の重量検知に係る換算率は $1.02\text{m}^3/\text{t}$ です。また層積検知に係る換算率は2m材で0.70、3・4m材で0.61となりますので、ご注意ください。

11 本公告は、国会での令和8年度予算の成立が前提となりますので、今後内容の変更等がある場合があります。

12 問い合わせ先



林野庁 九州森林管理局 森林整備部 資源活用課
担当：資源活用課長（志賀）、供給計画係長（吉田）
電話：096-328-3673

令和8年2月2日

熊本市西区京町本丁2番7号



林野庁

九州森林管理局長

紙一枚からできる地球への思いやり

～九州森林管理局では地球温暖化防止のため、再生可能な間伐材製品利用を推進しています～